部活動外部指導員紹介制度(内規)

平成 29 年 12 月 2 日付け前原中学校 P T A 理事会にて決議された「部活動外部指導員紹介制度」(以下、本制度という。)の運用における必要事項を、以下のとおり P T A 本部(以下、P T A という。)の内規として定めるものである。

第1条(目的)

本制度は、前原中学校(以下、本校という。)の部活動における顧問の教職員(以下、顧問という。)の負担の軽減、部活動に参加する生徒の技術向上に資することを目的に、PT Aが教職員以外の外部指導員(以下、指導員という。)を紹介するものである。

第2条(制度の内容)

- (1) 本校は主体的な判断に基づき指導員の紹介を依頼する。本校は指導員がその指導力が発揮できるように受け入れ体制を整えて、環境作りに努める。
- (2) PTAはPTA会員、元会員または会員の知人の中から適当な人材を候補者として 紹介する。PTAは指導員の募集、紹介を行うが、適任または不適任の判断や選任 は行わない。
- (3) 指導員はこの内規を遵守し、教職員の負担の軽減、生徒の技術指導など紹介の目的 が達せられるように努める。技術指導は指導員自身が行い、第三者への委託は禁止 する。
- (4) 顧問は紹介された指導員が補助的な立場であることを理解し、その積極的な活用に 努める。
- (5) 顧問と指導員は連携して指導計画(別紙2)作成し、本校並びにPTAへ計画を提出する。
- (6) 指導員は毎月必ず活動報告(別紙3)を本校、顧問並びにPTAへ提出する。提出 方法は文書またはメールの何れの方法でも可とする。指導員が経費を立て替えた場 合、指導員およびPTA間で精算を行う。

第3条(事務局)

本制度の事務局はPTA本部に置き、会長が指名したPTA役員、並びに本校の教頭が指名した教職員が実務を担当する。

第4条(外部指導員の位置付けおよび学校との連携)

指導員は部活動の責任者である顧問の指示の下、主に本校内で指導を行う。指導範囲はあくまでも技術指導のみとする。但し、顧問の依頼により、活動計画作成の補助、施設や用具類の調達・準備など必要な補助業務を行うことができる。

2. 指導員は、技術指導する上で必要に応じて、顧問の以外の教諭とも連携することができる。

第5条(対象となる部活動)

原則として、本校が認めた運動系または文化系の部活動を対象とする。但し、本校の要請がある場合には、同好会にも候補者を紹介することができる。

第6条(任期)

任期は、毎年4月1日から9月30日、または10月1日から3月31日の半年間とする。 2.任期満了の1ヶ月前に、任期を更新するかどうか本校とPTAで協議する。任期は最長

3. 任期の途中から指導を開始した場合、任期は最短で到来する9月30日または3月31日の何れかとする。

第7条(紹介手続き)

指導員の紹介は、以下の手順で行う。

でも6年は超えないものとする。

- (1) 本校が指定した担当の教職員または顧問が所定の用紙(別紙1)に必要事項を記入 し、PTAに指導員の紹介を依頼する。
- (2) PTAは担当する役員が内容を精査し、適切な候補者を募集する。募集方法はPT Aで協議し、その都度決定する。
- (3) PTAは候補者に本制度の趣旨、指導員に期待される役割、責任範囲など必要事項 を説明した上で、本人の意思を確認する。
- (4) 候補者は自身の競技または実技の経験や指導歴、プロフィールなどの必要事項を記載した応募書類をPTAへ提出する。応募書類の書式は自由とする。
- (5) PTAは担当の教職員または顧問に候補者を推薦する。候補者が複数名の場合には、 PTAは全ての候補者を紹介する。
- (6) 本校は候補者の競技または実技の経験や指導歴を確認し選考を行う。選考方法は書 類審査または面談とするか、その都度決定する。

第8条(報酬および費用負担)

指導員は無報酬とする。

- 2. 技術指導上で必要と認められる経費はPTAの負担とする。経費は指導員が立て替えた後、実費を精算する。精算は指導員の活動報告と合わせて提出された精算申請書に基づいて行う。申請書の書式は自由とする。
- 3. 対象となる経費は交通費または昼食費とする。試合、コンクール、演奏会や講習などで 遠隔地へ赴く場合には、事前にPTAへ申告し、許可を得た経費を精算の対象とする。

第9条(責任範囲)

指導員が責任を分担する範囲は、あくまでも生徒の技術指導にとどまる。部活動の対外試 合の結果、コンクールや演奏会の結果、資格や段位の取得など、外部から評価される結果に 対して指導員は一切の責任は負わない。

第10条(外部指導員への研修など)

本校は指導員の総合的な指導力の向上に資する研修などを受講する機会の確保に努める。 該当する研修などが有償の場合、その費用負担は本校およびPTAで協議する。

第11条 (個人情報の保護)

指導員は技術指導を通して知り得た本校の生徒およびその家族、並びに顧問およびその 他の教職員に関する一切の個人情報を、第三者に漏洩または提供してはならないものとす る。

第12条(指導員の事故、災害)

本校は指導員が指導上の事故、災害にあわないように、顧問への注意喚起および指導に努める。

第13条(生徒の事故、災害)

指導員の技術指導に関連して、生徒が事故、災害にあった場合、その一切の責任は顧問の 教諭が負う。但し、指導員の故意または重過失が認められた場合はこの限りではない。

第14条(外部指導員の解任)

本校は指導員が期待される指導力が発揮できないと判断した場合、または本制度の各号に違反した場合は指導員を解任することができる。解任する場合には、予めPTAへ解任に相当する事由を説明する必要がある。

2. 本校は解任の旨を直接指導員に伝達する。

第15条 (協議事項)

本校およびPTAは、本制度の運用に関して疑義が生じた場合、信義誠実の原則に従い協議するものとする。

制定 平成30年3月3日